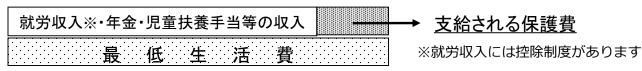
生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

どのような方が生活保護を利用できるか

- ○生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が 行われます(以下のような状態の方が対象となります)
 - ・現に居住している家・宅地、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります
 - ・就労できない、または就労していても必要な生活費を得られない
 - ・年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない
 - ・扶養義務者からの扶養(仕送り等)は保護に優先されます
 - ※保護の申請が行われると親族との関係性に応じて福祉事務所のケースワーカーが訪問あるいは書面等で扶養ができないか照会する場合があります(もちろん、DVで避難しているなどの理由がある場合には照会は行いません)
- ○必要な生活費は、年齢、世帯の人数等に応じて国により定められており(最低生活費)、 最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます



○生活保護を受けられるかどうかの判断は、上記のほかに細かな規定があります 詳しくは、南魚沼市福祉事務所(南魚沼市福祉課)にご相談ください

■ 手続きの流れ

- ○まず南魚沼市福祉事務所(南魚沼市福祉課)にご相談ください
- ○保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるか どうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います
- ○上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるかどうか判断して、結果を連絡します(例:5/1に申請した場合は5/15までに結果を通知します)

生活保護の利用開始後

- ○生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活 に関する指導に従っていただく必要があります
- ○生活保護の受給中は、収入の状況を定期的に申告していただく必要があります
- ○生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます
- ○また、高校生までの就学費用や必要な医療、介護についても給付対象となります
- ○家計相談の支援、子どもの学習支援、就労支援などの支援を受けることもできます

●ご相談・お申込みは南魚沼市福祉課厚生福祉係(南魚沼市福祉事務所)025-773-6667 ※8:30~17:15(土日・祝日以外)

https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/kenkou/kaigo/seikatsuhogo/1455423631445/.html